

3 議案第49号関係

おいらせ町公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例

(1)おいらせ町コミュニティセンター条例 新旧対照表 (抜粋) (第1条関係)

改正案				現行			
別表 (第6条関係)				別表 (第6条関係)			
区分	単位	使用料	暖房料	区分	単位	使用料	暖房料
集会室	1時間	<u>210円</u>	<u>420円</u>	集会室	1時間	<u>200円</u>	<u>400円</u>

(2)おいらせ町学習等供用施設条例 新旧対照表 (抜粋) (第2条関係)

改正案				現行			
別表 (第5条関係)				別表 (第5条関係)			
区分	単位	使用料	暖房料	区分	単位	使用料	暖房料
保育室	1時間	<u>160円</u>	<u>420円</u>	保育室	1時間	<u>150円</u>	<u>400円</u>
学習室	1時間	<u>210円</u>	<u>420円</u>	学習室	1時間	<u>200円</u>	<u>400円</u>
休養室	1時間	<u>160円</u>	<u>420円</u>	休養室	1時間	<u>150円</u>	<u>400円</u>
集会室	1時間	<u>210円</u>	<u>420円</u>	集会室	1時間	<u>200円</u>	<u>400円</u>

(3)おいらせ町本町地区コミュニティ消防センター条例 新旧対照表 (抜粋)
(第3条関係)

改正案				現行			
別表 (第6条関係)				別表 (第6条関係)			
区分	単位	使用料	暖房料	区分	単位	使用料	暖房料
集会室	1時間	<u>210円</u>	<u>420円</u>	集会室	1時間	<u>200円</u>	<u>400円</u>

(4)おいらせ町明神山コミュニティ防災センター条例 新旧対照表 (抜粋)
(第4条関係)

改正案				現行			
別表 (第6条関係)				別表 (第6条関係)			
区分	単位	使用料	暖房料	区分	単位	使用料	暖房料
研修室	1時間	<u>210円</u>	<u>420円</u>	研修室	1時間	<u>200円</u>	<u>400円</u>
会議室	1時間	<u>160円</u>	<u>420円</u>	会議室	1時間	<u>150円</u>	<u>400円</u>

(5) おいらせ町保健福祉センター条例 新旧対照表 (抜粋) (第5条関係)

改正案				現行			
別表 (第7条関係) 保健福祉センター使用料				別表 (第7条関係) 保健福祉センター使用料			
利用区分	単位	使用料	暖房料	利用区分	単位	使用料	暖房料
集団指導室	1時間	<u>520円</u>	100円	集団指導室	1時間	<u>500円</u>	100円
栄養指導実習室	1時間	<u>520円</u>	100円	栄養指導実習室	1時間	<u>500円</u>	100円

(6) おいらせ町霊園条例 新旧対照表 (抜粋) (第6条関係)

改正案				現行			
別表第2 (第12条関係)				別表第2 (第12条関係)			
区分		使用料	管理料 (年額)	区分		使用料	管理料 (年額)
第1種	6m ² 町内在住者	340,000円	<u>4,920円</u>	第1種	6m ² 町内在住者	340,000円	<u>4,700円</u>
	町外在住者	400,000円			町外在住者	400,000円	
第2種	4m ² 町内在住者	230,000円	<u>3,250円</u>	第2種	4m ² 町内在住者	230,000円	<u>3,100円</u>
	町外在住者	270,000円			町外在住者	270,000円	

(7) おいらせ町地域福祉センター条例 新旧対照表 (抜粋) (第7条関係)

改正案				現行			
別表 (第7条関係) 地域福祉センター使用料				別表 (第7条関係) 地域福祉センター使用料			
利用区分	単位	使用料	暖房料	利用区分	単位	使用料	暖房料
集会室	1時間	<u>520円</u>	100円	集会室	1時間	<u>500円</u>	100円

(8) おいらせ町老人福祉センター条例 新旧対照表 (抜粋) (第8条関係)

改正案				現行			
別表 (第8条関係) 福祉センター使用料				別表 (第8条関係) 福祉センター使用料			
区分	単位	使用料	暖房料	区分	単位	使用料	暖房料
創作活動室	1時間	100円	100円	創作活動室	1時間	100円	100円
栄養指導室	1時間	100円	100円	栄養指導室	1時間	100円	100円
教養娯楽室	1時間	<u>310円</u>	100円	教養娯楽室	1時間	<u>300円</u>	100円

(9)おいらせ阿光坊古墳館条例 新旧対照表 (抜粋) (第9条関係)

改正案				現行			
別表第1 (第6条関係)				別表第1 (第6条関係)			
入館料				入館料			
個人	小学生・中学生		50円	個人	小学生・中学生		50円
	高校生・大学生		100円		高校生・大学生		100円
	一般		<u>210円</u>		一般		<u>200円</u>
15人以上の団体 (1人につき)	小学生・中学生		30円	15人以上の団体 (1人につき)	小学生・中学生		30円
	高校生・大学生		70円		高校生・大学生		70円
	一般		<u>160円</u>		一般		<u>150円</u>
別表第2 (第10条関係)				別表第2 (第10条関係)			
施設等使用料				施設等使用料			
設備、器具名	単位	使用料	備考	設備、器具名	単位	使用料	備考
季節展示室	1日	<u>1,050円</u>		季節展示室	1日	<u>1,000円</u>	
歴史展示室	1時間	<u>210円</u>		歴史展示室	1時間	<u>200円</u>	
体験学習室	1時間	<u>210円</u>		体験学習室	1時間	<u>200円</u>	
季節展示室冷暖房料	1時間	100円		季節展示室冷暖房料	1時間	100円	
歴史展示室冷暖房料	1時間	100円		歴史展示室冷暖房料	1時間	100円	
体験学習室冷暖房料	1時間	100円		体験学習室冷暖房料	1時間	100円	
プロジェクター (スクリーン含む)	1台/日	<u>3,140円</u>		プロジェクター (スクリーン含む)	1台/日	<u>3,000円</u>	
展示用パネル	1枚/日	<u>210円</u>		展示用パネル	1枚/日	<u>200円</u>	
展示ケース	1台/日	<u>210円</u>		展示ケース	1台/日	<u>200円</u>	
灯油窯	1台/日	<u>3,140円</u>	灯油代実 費負担	灯油窯	1台/日	<u>3,000円</u>	灯油代実 費負担
電気炉	1台/日	<u>3,140円</u>		電気炉	1台/日	<u>3,000円</u>	

(10)おいらせ町公民館条例 新旧対照表 (抜粋) (第10条関係)

改正案			現行		
別表第1 (第8条関係)			別表第1 (第8条関係)		
おいらせ町立中央公民館使用料			おいらせ町立中央公民館使用料		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料

改正案				現行			
講堂		1時間	630円	講堂		1時間	600円
大広間		1時間	630円	大広間		1時間	600円
和室	1号 (1階、2階)	1時間	210円	和室	1号 (1階、2階)	1時間	200円
	2号 (1階)	1時間	210円		2号 (1階)	1時間	200円
小会議室		1時間	210円	小会議室		1時間	200円
講習室		1時間	210円	講習室		1時間	200円
調理室		1時間	210円	調理室		1時間	200円
暖房料	講堂・大広間	1時間	420円	暖房料	講堂・大広間	1時間	400円
	その他	1時間	100円		その他	1時間	100円
別表第2 (第8条関係)				別表第2 (第8条関係)			
おいらせ町立北公民館使用料				おいらせ町立北公民館使用料			
	区分	単位	使用料		区分	単位	使用料
	講堂	1時間	630円		講堂	1時間	600円
	会議室	1時間	210円		会議室	1時間	200円
	礼法室	1時間	210円		礼法室	1時間	200円
	実習室	1時間	210円		実習室	1時間	200円
暖房料	講堂	1時間	420円	暖房料	講堂	1時間	400円
	その他	1時間	100円		その他	1時間	100円
別表第3 (第8条関係)				別表第3 (第8条関係)			
おいらせ町立東公民館使用料				おいらせ町立東公民館使用料			
	区分	単位	使用料		区分	単位	使用料
	ホール	1時間	630円		ホール	1時間	600円
	和室A	1時間	210円		和室A	1時間	200円
	和室B	1時間	210円		和室B	1時間	200円
	小会議室	1時間	210円		小会議室	1時間	200円
	調理室	1時間	210円		調理室	1時間	200円
	会議室A	1時間	210円		会議室A	1時間	200円
	会議室B	1時間	210円		会議室B	1時間	200円
冷暖房料	ホール	1時間	420円	冷暖房料	ホール	1時間	400円
	その他	1時間	100円		その他	1時間	100円

(11)おいらせ町民交流センター条例 新旧対照表 (抜粋) (第11条関係)

改正案										現行																	
別表第1 (第9条関係) おいらせ町民交流センター使用料 (1時間当たり)										別表第1 (第9条関係) おいらせ町民交流センター使用料 (1時間当たり)																	
区分	貸切りの場合									貸切り できない場合	子 ど も	大 人 も	区分	貸切りの場合									貸切り できない場合	子 ど も	大 人 も		
	保健体育 を目的と したもの	興行に類さないもの			興行又は これに類 するもの			入場料を 徴収しな い場合	入場料を 徴収する 場合					入場料を 徴収する もの	入場料を 徴収しな い場合	入場料を 徴収する 場合	入場料を 徴収する もの	保健体育 を目的と したもの	興行に類さないもの			興行又は これに類 するもの					
		全面	片面	全面	全面	全面	全面												全面	全面	全面	全面				全面	全面
アリーナ	全面	1,050円	全面	2,100円	全面	4,190円	全面	15,710円	50円	100円	アリーナ	全面	1,000円	全面	2,000円	全面	4,000円	全面	15,000円	50円	100円						
ナ	片面	520円	片面	1,050円	片面	2,100円	片面	7,860円	50円	100円	ナ	片面	500円	片面	1,000円	片面	2,000円	片面	7,500円	50円	100円						
小ホール	1,050円 3,140円 5,240円 15,710円											小ホール	1,000円 3,000円 5,000円 15,000円														
研修室	210円		210円		420円							研修室	200円		200円		400円										
別表第2 (第9条関係) 照明使用料及び冷暖房料 (1時間当たり)										別表第2 (第9条関係) 照明使用料及び冷暖房料 (1時間当たり)																	
区分	照明使用料 (貸切り)		冷暖房料 (貸切り)		区分	照明使用料 (貸切り)		冷暖房料 (貸切り)																			
	全面	片面	入場料を徴 収しない場 合	入場料を徴 収する場合		全面	片面	入場料を徴 収しない場 合	入場料を徴 収する場合																		
アリーナ	全面	3,140円	520円	1,050円	アリーナ	全面	3,000円	500円	1,000円																		
	片面	1,570円				片面	1,500円																				
小ホール			520円	1,050円	小ホール			500円	1,000円																		
研修室			100円	210円	研修室			100円	200円																		

改正案				現行			
別表第3（第9条関係） 附属設備等使用料				別表第3（第9条関係） 附属設備等使用料			
区分	単位	入場料を徴収しない場合（貸切り）	入場料を徴収する場合（貸切り）	区分	単位	入場料を徴収しない場合（貸切り）	入場料を徴収する場合（貸切り）
舞台照明器具	1時間	520円	1,050円	舞台照明器具	1時間	500円	1,000円
トレーニング器具	1回	1人 100円		トレーニング器具	1回	1人 100円	
各種スポーツ器具	1回	1組 100円		各種スポーツ器具	1回	1組 100円	
放送装置	1回	1式 2,100円		放送装置	1回	1式 2,000円	

(12)おいらせ町創作の家条例 新旧対照表（抜粋）（第12条関係）

改正案		現行	
別表（第6条関係）		別表（第6条関係）	
区分	料金	区分	料金
1人1回当たり	310円	1人1回当たり	300円

(13)おいらせ町みなくる館条例 新旧対照表（抜粋）（第13条関係）

改正案					現行				
別表（第9条関係） おいらせ町みなくる館使用料					別表（第9条関係） おいらせ町みなくる館使用料				
区分	単位	貸切りの場合			区分	単位	貸切りの場合		
		興行に類さないもの 入場料を徴収しない場合	興行又は 入場料を徴収する場合	興行又は これに類する場合			興行に類さないもの 入場料を徴収しない場合	興行又は 入場料を徴収する場合	興行又は これに類する場合
みなくる ホール	1時間	2,100円	4,190円	8,380円	みなくる ホール	1時間	2,000円	4,000円	8,000円
なんでも創 作室及びよ ろず工房	1時間	520円	730円	2,100円	なんでも創 作室及びよ ろず工房	1時間	500円	700円	2,000円
和室	1時間	520円	730円	2,100円	和室	1時間	500円	700円	2,000円

(14)おいらせ町いちょう公園体育館条例 新旧対照表 (抜粋) (第14条関係)

改正案						現行							
別表第1 (第9条関係)						別表第1 (第9条関係)							
体育館使用料						体育館使用料							
区分	保健体育を目的としたもの	貸切りの場合			貸切りにできない場合		区分	保健体育を目的としたもの	貸切りの場合			貸切りにできない場合	
		興行に類さないもの		興行又はこれに類するもの	子ども	大人			興行に類さないもの		興行又はこれに類するもの	子ども	大人
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合						入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合			
競技場	1,050円	2,100円	4,190円	15,710円	50円	100円	競技場	1,000円	2,000円	4,000円	15,000円	50円	100円
レクリエーションホール	210円				50円	100円	レクリエーションホール	200円				50円	100円
会議室(大)	210円	210円	420円	420円	50円	100円	会議室(大)	200円	200円	400円	400円	50円	100円
別表第2 (第9条関係)						別表第2 (第9条関係)							
附属器具等使用料						附属器具等使用料							
種類	単位	使用料 (各1回につき)				種類	単位	使用料 (各1回につき)					
各種スポーツ用具	1組	100円				各種スポーツ用具	1組	100円					
放送装置	一式	2,100円				放送装置	一式	2,000円					
別表第3 (第9条関係)						別表第3 (第9条関係)							
照明使用料						照明使用料							
区分	照明使用料					区分	照明使用料						
競技場全面	3,140円					競技場全面	3,000円						
競技場半面	1,570円					競技場半面	1,500円						

(15)おいらせ町農村環境改善センター条例 新旧対照表 (抜粋) (第15条関係)

改正案				現行			
別表 (第9条関係)				別表 (第9条関係)			
おいらせ町農村環境改善センター使用料				おいらせ町農村環境改善センター使用料			
区分	単位	使用料		区分	単位	使用料	
多目的ホール	1時間	<u>630円</u>		多目的ホール	1時間	<u>600円</u>	
生活実習室	1時間	<u>210円</u>		生活実習室	1時間	<u>200円</u>	
研修室	1時間	<u>630円</u>		研修室	1時間	<u>600円</u>	
会議室	1時間	<u>210円</u>		会議室	1時間	<u>200円</u>	
暖房料	1時間	多目的ホール・研修室	<u>420円</u>	暖房料	1時間	多目的ホール・研修室	<u>400円</u>
		その他	100円			その他	100円
照明使用料	1時間	多目的ホール	<u>210円</u>	照明使用料	1時間	多目的ホール	<u>200円</u>

(16)おいらせ町勤労者研修センター条例 新旧対照表 (抜粋) (第16条関係)

改正案				現行			
別表 (第4条関係)				別表 (第4条関係)			
区分	単位	使用料	暖房料	区分	単位	使用料	暖房料
集会室	1時間	<u>630円</u>	<u>420円</u>	集会室	1時間	<u>600円</u>	<u>400円</u>
講習室	1時間	<u>210円</u>	100円	講習室	1時間	<u>200円</u>	100円
第1研修室	1時間	<u>210円</u>	100円	第1研修室	1時間	<u>200円</u>	100円
第2研修室	1時間	<u>210円</u>	100円	第2研修室	1時間	<u>200円</u>	100円
第3研修室	1時間	<u>210円</u>	100円	第3研修室	1時間	<u>200円</u>	100円
第4研修室	1時間	<u>210円</u>	100円	第4研修室	1時間	<u>200円</u>	100円

(17)おいらせ町いちょう公園バーベキューハウス条例 新旧対照表 (抜粋)
(第17条関係)

改正案				現行	
<u>(利用時間及び使用料)</u>				<u>(使用料)</u>	
第6条 ハウスの利用時間及び使用料は、次の表に定めるとおりとする。				第6条 ハウスの使用料は、次の表に定める額とする。	
<u>ガス1台につき (1時間)</u>					
利用時間	午前10時から午後6時まで			時間	午前10時から午後7時まで
使用料	ガス1台につき	3時間まで	1,110円	使用料	350円
		延長1時間	370円		

(18)おいらせ町ネチャーセンター白鳥の家条例 新旧対照表 (抜粋)
(第18条関係)

改正案				現行			
別表 (第8条関係)				別表 (第8条関係)			
白鳥の家使用料				白鳥の家使用料			
区分	単位	使用料	暖房料	区分	単位	使用料	暖房料
展示ホール	1時間	310円	100円	展示ホール	1時間	300円	100円
野鳥資料室	1時間	100円	100円	野鳥資料室	1時間	100円	100円
映像室	1時間	210円	100円	映像室	1時間	200円	100円

(19)おいらせ町縄文の森イベント広場条例 新旧対照表 (抜粋) (第19条関係)

改正案					現行				
別表 (第7条関係)					別表 (第7条関係)				
広場使用料					広場使用料				
〔単位：円／1時間当たり〕					〔単位：円／1時間当たり〕				
区分	一般		興行		区分	一般		興行	
	町内	町外	入場料無	入場料有		町内	町外	入場料無	入場料有
大屋根ゲートポール場	420	630	630	1,050	大屋根ゲートポール場	400	600	600	1,000
ステージ・放送器具	210	310	310	520	ステージ・放送器具	200	300	300	500
大屋根照明	520	790	790	790	大屋根照明	500	750	750	750

(20) おいらせ町観光PRセンター条例 新旧対照表 (抜粋) (第20条関係)

改正案				現行			
別表 (第6条関係)				別表 (第6条関係)			
区分	単位	使用料	暖房料	区分	単位	使用料	暖房料
観光展示室	1時間	210円	420円	観光展示室	1時間	200円	400円
王将太鼓練習室	1時間	210円	420円	王将太鼓練習室	1時間	200円	400円

(21) おいらせ町公園条例 新旧対照表 (抜粋) (第21条関係)

改正案				現行							
(使用料等) 第19条 略 2 前項の規定にかかわらず、利用又は占用の期間が1月に満たない場合の使用料等は、別表の規定により算出した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。				(使用料等) 第19条 略 2 前項の規定にかかわらず、利用又は占用の期間が1月に満たない場合の使用料等は、別表の規定により算出した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。							
別表第4 (第25条関係)				別表第4 (第25条関係)							
(貸切り)				(貸切り)							
名称	区分	対象	いちよう公園	下田公園	名称	区分	対象	いちよう公園	下田公園		
テニスコート	コート	町民	470円/1面	210円/1面	テニスコート	コート	町民	450円/1面	200円/1面		
テニスコート	コート	中学生以下	160円/1面	50円/1面	テニスコート	コート	中学生以下	150円/1面	50円/1面		
		町民以外	940円/1面	420円/1面			テニスコート	コート	町民以外	900円/1面	400円/1面
テニス照明料	照明料	町民	310円/1面	テニス照明料	照明料	町民			300円/1面	テニス照明料	照明料
		町民以外	470円/1面			町民以外	450円/1面				
テニス器具	器具	町民	100円/1回	テニス器具	器具	町民	100円/1回	テニス器具	器具		
		町民以外	210円/1回			町民以外	200円/1回				
野球場	球場	町民アマチュアスポーツに利用する場合	入場料有	630円	1,570円	野球場	球場	町民アマチュアスポーツに利用する場合	入場料有	600円	1,500円
		合	入場料無	420円	1,050円			合	入場料無	400円	1,000円
			催物に利用	入場	5,240円					催物に利用	入場
		催物に利用	入場	5,240円				催物に利用	入場		

改正案				現行					
		する場合	料有						
			入場		2,620円			2,500円	
			料無						
		興行又はこれに類するものに利用			15,710円			15,000円	
	町民 以外	アマチュア	スポーツに 利用する場合	入場	1,260円	3,140円	入場	1,200円	3,000円
				料有			料有		
		場合	入場	840円	2,100円	入場	800円	2,000円	
			料無			料無			
		催物に利用 する場合	入場		10,480円	入場		10,000円	
料有					料有				
入場			5,240円	入場		5,000円			
料無			料無						
興行又はこれに類するものに利用		31,430円	興行又はこれに類するものに利用		30,000円				
管理棟	町民 以外	アマチュア	入場		520円	入場		500円	
			料有			料有			
		スポーツに 利用する場合	入場		520円	入場		500円	
			料無			料無			
		催物に利用 する場合	入場		1,570円	入場		1,500円	
			料有			料有			
		入場		1,050円	入場		1,000円		
	料無			料無					
	興行又はこれに類するものに利用		5,240円	興行又はこれに類するものに利用		5,000円			
	町民 以外	アマチュア	スポーツに 利用する場合	入場		1,050円	入場		1,000円
料有						料有			
入場			1,050円	入場		1,000円			
催物に利用 する場合	入場		3,140円	入場		3,000円			
	料有			料有					
入場		2,100円	入場		2,000円				

改正案					現行				
			料無				料無		
			興行又はこれに類するものに利用	10,480円			興行又はこれに類するものに利用	10,000円	
グラウンド	グラウンド	町民一般(高校生含む)		420円	グラウンド	グラウンド	町民一般(高校生含む)	400円	
		(全中学生以下)	無料				(全中学生以下)	無料	
		面) 興行又はこれに類するものに利用		2,100円			面) 興行又はこれに類するものに利用		2,000円
		町民一般(高校生含む)		210円			町民一般(高校生含む)		200円
		(半中学生以下)	無料				(半中学生以下)	無料	
		面) 興行又はこれに類するものに利用		1,050円			面) 興行又はこれに類するものに利用		1,000円
		町民一般(高校生含む)		840円			町民一般(高校生含む)		800円
		以外中学生以下		840円			以外中学生以下		800円
		(全興行又はこれに類するものに利用		4,190円			(全興行又はこれに類するものに利用		4,000円
		町民一般(高校生含む)		420円			町民一般(高校生含む)		400円
		以外中学生以下		420円			以外中学生以下		400円
		(半興行又はこれに類するものに利用		2,100円			(半興行又はこれに類するものに利用		2,000円
		照明料	町民(全面)	310円			照明料	町民(全面)	300円
			町民(半面)	160円				町民(半面)	150円
			町民以外(全面)	470円				町民以外(全面)	450円
			町民以外(半面)	240円				町民以外(半面)	225円
ローラースケート場	ローラースケート場	町民及び町民以外	無料		ローラースケート場	ローラースケート場	町民及び町民以外	無料	
キャンパス場	キャンパス場	町民一般(高校生含む)		310円/1張/1泊	キャンパス場	キャンパス場	町民一般(高校生含む)		300円/1張/1泊
		中学生以下の団体		無料			中学生以下の団体		無料
		町民以外		630円/1張/1泊			町民以外		600円/1張/1泊
備考					備考				
1 使用料の額は、1時間当たりの額とする。(テニス器具を除く。)					1 使用料の額は、1時間当たりの額とする。(テニス器具を除く。)				

改正案	現行
2 テニスコートのコート使用料「中学生以下」は、利用者全員が中学生以下である場合の料金とする。	2 テニスコートのコート使用料「中学生以下」は、利用者全員が中学生以下である場合の料金とする。

(22) おいらせ町法定外公共物管理条例 新旧対照表 (抜粋) (第22条関係)

改正案				現行			
別表 (第7条関係)				別表 (第7条関係)			
種別	単位	金額	摘要	種別	単位	金額	摘要
砂利	1立方メートルにつき	<u>164円</u>		砂利	1立方メートルにつき	<u>161円</u>	
土砂 (砂を含む。)	1立方メートルにつき	<u>110円</u>		土砂 (砂を含む。)	1立方メートルにつき	<u>108円</u>	
玉石	1立方メートルにつき	<u>225円</u>		玉石	1立方メートルにつき	<u>221円</u>	

(23) おいらせ町行政財産使用料徴収条例 新旧対照表 (抜粋) (第23条関係)

改正案		現行	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
区分	使用料 (年額)	区分	使用料 (年額)
建物	当該建物の1平方メートル当たりの財産台帳価格に100分の8及び使用面積を順次乗じて得た額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	建物	当該建物の1平方メートル当たりの財産台帳価格に100分の8及び使用面積を順次乗じて得た額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(24) おいらせ町道路占用料徴収条例 新旧対照表 (抜粋) (第24条関係)

改正案	現行
(占用料の額) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、占用期間が1箇月に満たない場合の占用料の額は、同項の規定により算出した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。	(占用料の額) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、占用期間が1箇月に満たない場合の占用料の額は、同項の規定により算出した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。

(25) おいらせ町下水道条例 新旧対照表 (抜粋) (第25条関係)

改正案	現行
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第17条 使用料は、毎使用月又は2箇月ごとにおいて、使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、2箇月ごとの汚水量は、各月均等と見なし、使用料の額を定める。</p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第17条 使用料は、毎使用月又は2箇月ごとにおいて、使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、2箇月ごとの汚水量は、各月均等と見なし、使用料の額を定める。</p>

(26) 国民健康保険おいらせ病院の一部負担金及び使用料並びに手数料条例
新旧対照表 (抜粋) (第26条関係)

改正案	現行
<p>(一部負担金及び使用料並びに手数料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 診療報酬の算定方法 <u>(平成20年厚生労働省告示第59号)</u> 中別表第1 医科診療報酬点数表及び入院時食事療養費に係る食事療養費の費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第99号。以下「算定方法等」という。) により算定した額</p> <p>(2) 厚生労働大臣の定める選定療養 <u>(平成18年厚生労働省告示第107号)</u> に規定する入院期間が180日を超えた日以後の入院及び療養に係る特別長期入院料は、1日につき、前号による算定方法等により算定した入院基本料の100分の15</p> <p>(3) 略</p> <p>2 前項において、診療又は療養等のうち消費税法 (昭和63年法律第108号) の規定による消費税が課せられる部分があるときは、前項に定める額に、</p>	<p>(一部負担金及び使用料並びに手数料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 診療報酬の算定方法 <u>(平成18年厚生労働省告示第92号)</u> 中別表第1 医科診療報酬点数表及び入院時食事療養費に係る食事療養費の費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第99号。以下「算定方法等」という。) <u>並びに特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法 (平成18年厚生労働省告示第101号)</u> により算定した額</p> <p>(2) 厚生労働大臣の定める選定療養 <u>(平成18年厚生労働省告示第105号)</u> に規定する入院期間が180日を超えた日以後の入院及び療養に係る特別長期入院料は、1日につき、前号による算定方法等により算定した入院基本料の100分の15</p> <p>(3) 略</p> <p>2 前項において、診療又は療養等のうち消費税法 (昭和63年法律第108号) の規定による消費税が課せられる部分があるときは、前項に定める額に、</p>

改 正 案	現 行																								
<p>当該部分に係る料金額に<u>100分の10</u>を乗じて得た額を加えた額を料金額とする。</p> <p>(その他の使用料及び手数料)</p> <p>第5条 略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 別表第1から別表第3までに定める使用料及び手数料を徴収するときは、消費税法の規定により当該料金額に<u>100分の10</u>を乗じて得た額を加えた額を徴収額とする。</p> <p>(納付の方法)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 入院患者の使用料については、前項の規定にかかわらず、<u>翌月17日</u>までに、退院又は死亡の場合は、その当日納付しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表第3 (第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> <th style="text-align: center;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>患者外給食料</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医師住宅料</td> <td>月額10,000円 日額町長が別に定める額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	摘要	患者外給食料	略		医師住宅料	月額10,000円 日額町長が別に定める額		<p>当該部分に係る料金額に<u>100分の8</u>を乗じて得た額を加えた額を料金額とする。</p> <p>(その他の使用料及び手数料)</p> <p>第5条 略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 別表第1から別表第3までに定める使用料及び手数料を徴収するときは、消費税法の規定により当該料金額に<u>100分の8</u>を乗じて得た額を加えた額を徴収額とする。</p> <p>(納付の方法)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 入院患者の使用料については、前項の規定にかかわらず、<u>毎月15日及び月末の分をそれぞれ20日及び翌月5日</u>までに、退院又は死亡の場合は、その当日納付しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表第3 (第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> <th style="text-align: center;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>患者外給食料</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>患者病衣使用料</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1日につき 70円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>電気器具電気料</u></td> <td style="text-align: center;"><u>実費</u></td> <td style="text-align: center;"><u>器具1個につき100円を超えない範囲内において院長が定める額</u></td> </tr> <tr> <td>医師住宅料</td> <td>月額10,000円 日額町長が別に定める額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	摘要	患者外給食料	略		<u>患者病衣使用料</u>	<u>1日につき 70円</u>		<u>電気器具電気料</u>	<u>実費</u>	<u>器具1個につき100円を超えない範囲内において院長が定める額</u>	医師住宅料	月額10,000円 日額町長が別に定める額	
区分	金額	摘要																							
患者外給食料	略																								
医師住宅料	月額10,000円 日額町長が別に定める額																								
区分	金額	摘要																							
患者外給食料	略																								
<u>患者病衣使用料</u>	<u>1日につき 70円</u>																								
<u>電気器具電気料</u>	<u>実費</u>	<u>器具1個につき100円を超えない範囲内において院長が定める額</u>																							
医師住宅料	月額10,000円 日額町長が別に定める額																								